

## 1-1 当事者である子どもの権利擁護の取組（子どもからの意見聴取）

### <国の方針・方向性>

措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。

### <現状>

取 組	概 要
「子どもの権利ノート」ハンドブックの活用	子ども相談所と堺児童養護施設の職員がハンドブックを活用し、子どもの健やかな成長や自立を支援している。
「児童援助計画」及び「自立支援計画」の作成	<p>「児童援助計画」</p> <p>子ども相談所は、受理した相談について「児童援助計画」を作成し、援助を行っている。効果的な援助を実施するためには、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、具体的で実効性のある指針を作成している。</p> <p>「自立支援計画」</p> <p>施設は、「児童援助計画」に基づき「自立支援計画」を作成し、援助を行っている。子ども相談所と施設が定期的に評価し、見直しを実施している。</p> <p>子ども・保護者に十分情報を提供したうえで、家族応援会議を行うなどして、子ども・保護者の意向と関係機関の意見を踏まえて作成している。</p>
代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際の取組	<p>措置する児童福祉施設等の決定にあたっては、子どもや保護者の意向を十分尊重するとともに、その子どもにとって最も適合する施設の選定に努めている。また、選定された施設との事前の連携を十分に図り、子どもの安定が順調に行われるよう十分配慮している。</p> <p>児童養護施設等への措置をする場合は、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、特段の事情がない限りは、入所させようとする施設の名称、所在地、施設の特徴、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に連絡説明している。また、子どもが有する権利や施設生活の規則等についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明するとともに、子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により子ども相談所に相談できることを</p>

	<p>連絡している。これらの説明を行う場合には、「子どもの権利ノート※1」等を活用している。</p> <p>施設へ入所前には、施設は子どもの面接を行う。入所時には、施設は「生活のしおり」を活用し、入所する施設はどんなところか、学校や地域の特色、養育方針・職員構成等、1日の流れや主な行事等、施設生活上の約束事、家族との面会・帰宅・通信等の手続の説明等を行う。</p> <p>※1「子どもの権利ノート」</p> <p>社会的養護関係施設や里親等で暮らす子どもが、自らの権利を認識し、必要な意見を表明するなど権利を行使できることを記した「子どもの権利ノート」を全ての児童に対して措置等の際に渡し、子どもの年齢や理解力に応じた説明を実施している。</p> <p>「子どもの権利ノート」には、「子どもたちへの大切なお知らせ」（届出はがき付き）を添付し、使い方について子どもの年齢に応じた説明をするとともに、届出があった全児童に面接等を行い、速やかに対応している。</p>
<p>子ども相談所による児童養護施設等在籍児童の状況調査</p>	<p>年一回、施設訪問調査を実施し、児童福祉司と施設職員で自立支援計画の見直し・修正を行う。児童とも個別に面接を行い、児童の意見も計画に取り入れられるようにしている。また、必要に応じてカンファレンスを行い、児童の実態に合うようにタイムリーに見直し・修正を行っている。</p>
<p>苦情解決の推進 意見や苦情を言いやすい環境づくり</p>	<p>児童養護施設では、「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、苦情を聴き、解決に努めている。また、施設職員以外の第三者を「苦情相談員」や「苦情調整委員」として、苦情解決のために適切な対応を行っている。</p> <p>苦情申立人と施設の双方で話し合っても解決しない場合には、大阪府社会福祉協議会に設置された苦情解決の専門機関である運営適正化委員会に相談し、苦情を申し出ることができる。施設の責任者や担当職員に直接言いにくい場合は、直接委員会に申し出ることができる。</p> <p>苦情解決の仕組みの分かりやすい周知、意見箱の設置、児童自治会、個別面接、日記指導等により、子どもが意見や不安などを言いやすい環境づくりを支援している。</p> <p>堺市社会福祉審議会子ども虐待検証部会において、一時保護所での、第三者評価の一部分において、子どもの権利擁護に関</p>

	連する項目を2年に1回点検することとしている。
ライフストーリーワークの実施	<p>自らの入所理由がわからないまま、また、家族の状況を知らないまま入所を継続していても、「自分が悪い子だったから」と思ったり、ファンタジーを思い描いたりしてしまう。そのような状況で、安定した施設生活が送れるとは考えにくい。</p> <p>児童の理解度に合わせた正確な入所理由を、子どもと家族、児童相談所、施設が丁寧に共有するために、ライフストーリーワークを実施し、子どもと家族が接点を持ち続けられるように支援することが必要となる。</p> <p>プロジェクトメンバーを中心に、必要なケース選定から実施まで十分に検討し、役割分担を行い、適宜実施している。またSVを年2回招き経験の蓄積やスキルアップを図っている。</p>
子どもの権利擁護に関する研修	<p>被措置児童等虐待を予防・防止するため、事案への対応方法や職員の意識向上につなげるための研修等を行い、施設で働く職員の人材育成を図るとともに、子どもの権利擁護の仕組みを周知している。</p> <p>児童間の人権侵害事案を抑制するために 施設入所児童に対する研修を実施している。</p>

<今後の取組>

●「子どもの権利ノート」ハンドブックを改訂

- ・里子に関する権利擁護の視点、自立支援（退所者）の視点等を付け加える。
- ・改訂にあたり社会的養護経験者や施設入所中の児童（里子含む）に対して施設生活に関するアンケート等を実施し、改善を行う。

↓

社会的養護における子どもの意見聴取に繋げる。

●ライフストーリーワークの充実

現在は必要に応じてケース選定をし、会議で内容や目的等の確認を行い、実施しているが、全ての児童について行っていることではない。少なくとも入所理由をどうとらえているかについての確認を、学校で生い立ちの振り返りのある10歳前後で行い、必要に応じて適宜ライフストーリーワークを行う仕組みを構築する。

●一時保護所における第三者評価制度の充実

現在の子ども虐待検証部会の検証では、入所児童の意見聴取や委員による現地視察は行われていない。このため、一時保護ガイドラインにある第三者評価の趣旨を踏まえて、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みとして機能する第三者評価制度の整備に

努める。委員による外部評価（自己評価・児童アンケート結果の報告、委員による現地調査）は、2年に1回のサイクルで継続実施を予定する。

### 1-2 当事者である子どもの権利擁護の取組（施策を検討する際の子どもからの意見聴取）

#### <国の方針・方向性>

社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとする。

#### <現状> 事例紹介 アフターケアを考える上で、実施した退所児童への意見聴取

標 題	児童養護施設退所者児童等の実態調査（大阪府・大阪市・堺市合同）
対象者	中卒以上で施設を自立退所した者
概 要	平成23年4月～平成28年3月に退所した者で、調査票を郵送 調査期間 平成28年7月～8月 送付数353件 回収数155件 回収率43.9%
結 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退所者が直面しやすい困難として、「人間関係」「自立生活に必要な手続き関連」「経済的な問題」があり、入所している段階からリービングケアとアフターケアを継続して、適切に対応できる体制づくりが必要。</li> <li>・食事の用意や交通機関の利用の仕方については、身についたと回答した者が4割弱しかおらず、施設生活での多様な体験機会の保障が必要。</li> <li>・施設退所者の半数近くが、就労や生活について漠然とした不安を感じており、入所中から退所後まで継続して不安感を軽減するような相談援助が必要。</li> <li>・進学者の半数以上が経済的な困難を感じていることから、給付型奨学金の充実が課題。</li> <li>・困ったときの相談相手として、施設職員・里親を挙げている者が48.4%と最も多く、また、施設・里親以外に相談しているところはないとの回答が42%と最も多かったことから、施設職員・里親が退所者等の自立生活を支える重要な存在であることが明らか。退所者支援を専任で行う職員の配置が必要。</li> <li>・自由記述において、多くの回答者が「相談先の確保の重要性」を挙げており、親・家族を頼ることのできない施設・里親出身者の自立生活においては、危機に陥る前に相談できる相手を確保しておくことが重要。</li> </ul>

#### <今後の取組>

今後も引き続き、社会的養護に関する施策や権利擁護を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）から聞き取りを実施して行く。

当事者から意見を聴取することは、施設職員や行政等の支援者では気付くことができない、課題や改善点を抽出するため。

抽出方法については、アンケート調査若しくはインタビュー方式等を活用し、措置先（委託先）の児童養護施設や里親等から対象者を選定していく。

### 1-3 当事者である子どもの権利擁護の取組（第三者支援による子どもからの意見徴収）

#### <国の方針・方向性>

第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこと。

平成28年改正児童福祉法では、児童福祉審議会は関係者からの報告や意見聴取ができることにするとともに、委員により高い公正性を求めることとした。また、国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、この結果について周知していく予定としている。都道府県においては、これを踏まえて取組を行うこと。

#### <現状取組>

##### ・「子どもたちへの大切なお知らせ」

児童養護施設等で暮らす子どもに対し、もし、職員や他の子どもから暴力等を受けた場合の連絡相談先を記載したもの。電話で連絡できない場合は、葉書で相談できるようになっている。

##### ・「さかい子ども相談フリーダイヤル」

上記、「子どもたちへの大切なお知らせ」に記載している連絡先で、休日や夜間も連絡が可能となっている。

##### ・「児童養護施設の第三者委員」

上記、「子どもたちへの大切なお知らせ」に記載している。児童養護施設においては玄関等の分かりやすい場所に掲示している。

#### <今後の取組>

子どもにとって「意見表明は安心してできること」を子ども達に更に周知していく。

新たな、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築については、国の調査研究を踏まえて検討する。